

平成30年 4月 1日

姫路市障害者船舶助成事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者及び障害児の社会参加を促進し、自立を援助するための姫路市障害者船舶助成事業（以下「事業」という。）の実施に必要な事項を定めるものとする。

(優待対象者)

第2条 事業の対象者（以下「優待対象者」という。）は、本市の住民基本台帳に記録されている者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者（身体に障害のある15歳未満の児童につき、当該児童以外のものが、身体障害者手帳の交付を受けた場合にあっては当該児童）
- (2) 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条に規定する知的障害者更生相談所の判定を受けて療育手帳の交付を受けた者及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条に規定する児童相談所の判定を受けて療育手帳の交付を受けた児童
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者（同条第4項に規定する認定（以下「更新認定」という。）を受けていない者は除く。）

2 前項の規定にかかわらず、本市の住民基本台帳に記録されている者であっても、身体障害者福祉法第9条第2項若しくは第3項又は知的障害者福祉法第9条第2項若しくは第3項の規定により本市が援護を行っていない者については優待対象者とせず、本市の住民基本台帳に記録されていない者であっても、本市が援護を行っている者については優待対

象者とする。

(助成の方法)

第3条 この要綱による助成は、第5条第1項の規定により助成を決定した者に、当該者が海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第5項に規定する一般旅客定期航路事業を営業者のうち姫路・家島間、姫路・坊勢間又は姫路・男鹿間の定期航路（以下「対象定期航路」という。）を運航する者（この要綱の趣旨に賛同し、本市が指定する方法により、事業への参加を申し出、本市の承認を得た者に限る。（以下「航路会社」という。）が運航する対象定期航路を利用した場合に、乗船料金の一部の支払に使用できる姫路市障害者優待船舶助成券（以下「船舶助成券」という。）を姫路市交通優待助成カード（以下「優待助成カード」という。）に付与することにより行うものとする。

2 船舶助成券は、優待助成カードに記載する二次元コードに紐づけ、電磁的方法により記録された電子助成券とする。

(助成の申請)

第4条 この要綱による助成を受けようとする者は、姫路市障害者交通機関優待助成（変更）申請書（以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

(優待助成カードの交付及び船舶助成券の付与)

第5条 市長は、前条の規定による申請を受けた場合は、その内容を審査した上で助成の可否を決定し、助成の決定をした者（以下「受給者」という。）には船舶助成券を付与した優待助成カードを交付し、助成をしない者には却下通知書により、その旨を通知する。

2 優待助成カードに付与する船舶助成券の枚数は、別表に定めるとおりとする。

3 申請を受け付けた日の属する月（以下「申請月」という。）が2月又は3月である場合は、申請月の属する年度の翌年度の4月に、別表申請月の欄が4月である場合と同数の船舶助成券を付与するものとする。

4 市長は、受給者が年度の末日において優待対象者であるときは、当該年度の翌年度の4月に、別表申請月の欄が4月である場合と同数の船舶助成券を付与するものとする。

第6条 姫路市障害者（児）に対する一般乗合旅客自動車優待事業実施要綱（平成30年4月1日制定）、姫路市障害者旅客鉄道優待乗車助成事業実施要綱（平成30年4月1日制定）、姫路市福祉タクシー料金助成事業実施要綱（平成30年4月1日制定）、姫路市自動車燃料費助成事業実施要綱（平成30年4月1日制定）又は姫路市高齢者バス等優待乗車助成事業実施要綱（平成14年9月2日制定）の規定による助成を受けている者（以下これらの者を「他の交通助成の受給者」という。）が、利用する交通機関を変更するためその他の目的で第4条の規定により行った申請に対する助成は、申請を受けた時期に応じて、申請を受けた年度の翌年度又は翌々年度から開始するものとする。

2 前項の場合において、翌年度から助成を受けようとする者は、助成を受けようとする年度の前年度の1月31日まで（同日以後に新たに優待対象者となった場合にあっては、助成を受けようとする年度の前年度の末日まで）に、第4条に定める申請を行わなければならない。

（助成の辞退）

第7条 受給者は、市長に申し出ることにより、この要綱による助成を辞退することができる。

2 市長は、受給者が次の各号に該当する場合は、この要綱による助成を受けている年度以後の助成につき辞退の申出を当該各号に定める日に行ったものとみなす。

- (1) 年度末において優待助成カードを受け取っていない場合 当該年度の末日
- (2) 第9条第1項に規定する有効期間内に船舶助成券を受け取っていない場合 当該有効期間の末日
- (3) 市長から他の交通助成の受給者とする旨の決定を受けた場合 当

該決定を受けた日

- 3 前2項の規定により助成の辞退を申し出た者であっても、第2条の優待対象者に該当するときは、再度、第4条に規定する申請をして、この要綱による助成を受けることができる。この場合において、当該申出をした年度中に、この要綱による助成の受給者又は他の交通助成の受給者であった者は、翌年度から助成を受けることができるものとする。

(他の交通助成の制限)

第8条 受給者は、他の交通助成の受給者となることはできない。

(船舶助成券の有効期間)

第9条 船舶助成券の有効期間は、市長が受給者に交付した優待助成カードに船舶助成券を付与した日から同日の属する会計年度の末日までとする。

- 2 受給者は、有効期間を経過した船舶助成券を使用してはならない。

(船舶助成券の使用方法)

第10条 受給者は、助成を受けて航路会社の定期航路を利用しようとするときは、優待助成カードを航路会社に提示し、当該航路会社の従業員が優待助成カードに記載の二次元コードを読み取ることで、助成を受けることができる。この場合において、受給者は、利用日において受給者に適用される2等旅客運賃から当該運賃の5割に相当する額を控除した額を支払わなければならない。

- 2 船舶助成券は、1回の乗船につき1枚使用できるものとする。

- 3 受給者は、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を携行し、航路会社の従業員の請求に応じて提示しなければならない。

(船舶助成券に係る運賃の請求)

第11条 航路会社は、月毎に使用された船舶助成券を取りまとめ、本市が指定する方法により、船舶助成券に係る運賃の請求を行うものとする。

- 2 市長は、前項の請求があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、別に定める期日までに支払うものとする。

3 市長は、前2項の請求に関する業務の全部又は一部を、第三者に委託することができる。

(優待助成カードの再交付)

第12条 優待助成カードを紛失し、破損し、又は汚損したときは、市が指定する方法により申し出ることによって、優待助成カードの再交付を受けることができる。

(優待助成カードの譲渡及び貸与の禁止)

第13条 受給者は、船舶助成券が付与された優待助成カードを他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(船舶助成券の不正使用の禁止等)

第14条 受給者は、船舶助成券の使用に当たっては、次の各号に該当する行為をしてはならない。

- (1) 次条第1項の規定により助成の決定が取り消された後に船舶助成券を使用すること。
- (2) 優待助成カードを偽造し、又は券面の表示事項を改変した優待助成カードを航路会社に提示して船舶助成券を使用すること。
- (3) その他利用目的を外れ、不正な目的をもって使用すること。

2 市長は、偽りその他不正な手段によって優待助成カードの交付又は船舶助成券の付与を受け、又は不正に船舶助成券を使用した者に対し、船舶助成券を使用して乗船した運賃に相当する額の支払いを求めることができる。

3 市長は、航路会社が前2項に規定する行為に関与したと認められるときは、当該船舶助成券に基づく運賃の支払いを行わない。また、既に支払った運賃があるときは、その全部について返還を求めることができる。

4 市長は、必要があると認めるときは、受給者又はその家族に対し、船舶助成券の使用状況について報告を求め、調査し、又は質問することができる。

(助成の決定の取消し)

第15条 市長は、受給者が次の各号のいずれかに該当したときは、助成の決定を取り消すものとする。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 優待対象者に該当しなくなったとき。ただし、第2条第1項第3号に該当する優待対象者であって、精神障害者保健福祉手帳の有効期限の満了前に当該手帳の更新認定に係る手続を行ったものは、その決定を受けるまでの間については、この限りではない。
- (3) 第7条第1項の規定により助成の辞退の申出を行ったとき、又は同条第2項の規定により助成の辞退の申出を行ったものとみなされたとき。
- (4) 偽りその他不正な手段により、優待助成カードの交付又は船舶助成券の付与を受けたとき。
- (5) 船舶助成券を不正に使用したとき。
- (6) その他市長が助成を行うことが不相当と認めたとき。

2 前項の規定により助成の決定を取り消した場合は、当該受給者に交付した優待助成カードに付与された船舶助成券は失効するものとし、受給者又はその相続人等は、市長に姫路市障害者交通機関優待助成返還届を提出し、優待助成カードを返還しなければならない。

3 受給者であって、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が、更新認定に係る手続を行っていないことにより、第1項第2号に該当するものとして助成の決定を取り消された後に更新認定に係る手続を行い、当該取消しを受けた年度中に更新認定に係る決定を受けたときは、当該者の申出により、市長は、更新認定の決定を受けた日以後の日から、この要綱に定める助成を再開することができる。この場合において、再開時の船舶助成券の枚数は、助成の決定が取り消された日の枚数と同数とする。

(施行の細目)

第16条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(旧要綱の廃止)

2 姫路市障害者船舶助成事業実施要綱(平成20年5月30日制定)は、廃止する。

(経過措置)

3 要綱の施行の日前に前項の規定による廃止前の姫路市障害者船舶助成事業実施要綱(以下「旧要綱」という。)の規定によりなされた申請、決定その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされた申請、決定その他の行為とみなす。

4 この要綱の施行の日前に旧要綱第5条の規定により交付された姫路市障害者優待船舶助成券は、第5条の規定により交付された船舶助成券とみなす。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱中第6条の改正規定及び第15条の改正規定は令和2年10月1日から、第6条の次に1条を加える改正規定は令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の姫路市障害者船舶助成事業実施要綱第6条の2の規定は、令和3年4月1日以後に行われる申請に係る助成について適用し、同日前に行われた申請に係る助成については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱の施行の日(以下「施行日」という。)前にこの要綱による改正前の姫路市障害者船舶助成事業実施要綱第 5 条第 1 項による助成の決定を受けている者については、この要綱による改正後の姫路市障害者船舶助成事業実施要綱(以下「新要綱」という。)の規定を適用する。
- 3 新要綱第 5 条第 3 項の規定は、令和 8 年 2 月又は 3 月に行われた申請に基づき令和 8 年 4 月以後に決定した助成についても適用する。
(準備行為)
- 4 市長は、施行日前においても、新要綱第 5 条に規定する優待助成カードの交付及び船舶助成券の付与に関し、必要な準備行為を行うことができる。

別表(第 5 条関係)

申請月	船舶助成券の付与枚数
4 月	20 枚
5 月	18 枚
6 月	16 枚
7 月	15 枚
8 月	13 枚
9 月	11 枚
10 月	10 枚
11 月	8 枚
12 月	6 枚
1 月	5 枚
2 月	20 枚(翌年度 4 月に付与)
3 月	20 枚(翌年度 4 月に付与)